

養蜂に関する各種手続きについて

蜜蜂飼育届に関する手続き



蜜蜂を飼育する方は、毎年の飼育状況を県へ届出が義務付けられています。

- 対象 象：蜜蜂を飼育するすべての方
- 提出方法：蜜蜂飼育届の様式に毎年1月1日時点の飼育状況・飼育計画を記入し、住所地の市町畜産担当部署を経由して、1月末日までに県へ提出してください。（手数料はかかりません）

注）様式は市町畜産担当部署で配布。

4枚複写式のため、1枚は控えとして切り取って保管してください。



蜜蜂転飼許可申請に関する手続き

養蜂振興法及び山口県蜜蜂転飼条例に基づき、住所地以外の場所で蜜蜂を飼育する場合には、事前に知事の許可を受ける必要があります。

- 対象：譲渡（販売を含む）目的で飼育する場合、又は譲渡目的以外で住所地を含めた合計蜂群数が6群以上となる場合は、住所地以外での飼育場所について申請が必要です。
- 提出方法：
 - ・蜜蜂転飼許可申請書に必要事項を記入の上、蜜蜂の群数に応じた金額の県収入証紙を貼付してください。申請書には、土地貸与承諾書又は土地利用申出書を必ず添付してください。
 - ・転飼先の山口県養蜂組合支部長へ申請内容の確認を依頼し、近隣飼育者との競合がないかなどを確認してください。
 - ・転飼する年の前年10月末日までに、転飼場所の市町畜産担当部署を経由して、県へ提出してください。
- 留意事項：近隣飼育者と競合している場合などには、双方の話し合い等により、転飼場所や群数を調整していただくことがあります。

注1）手数料：1場所1群につき150円（16群以上は群数に関係なく1場所2,300円）

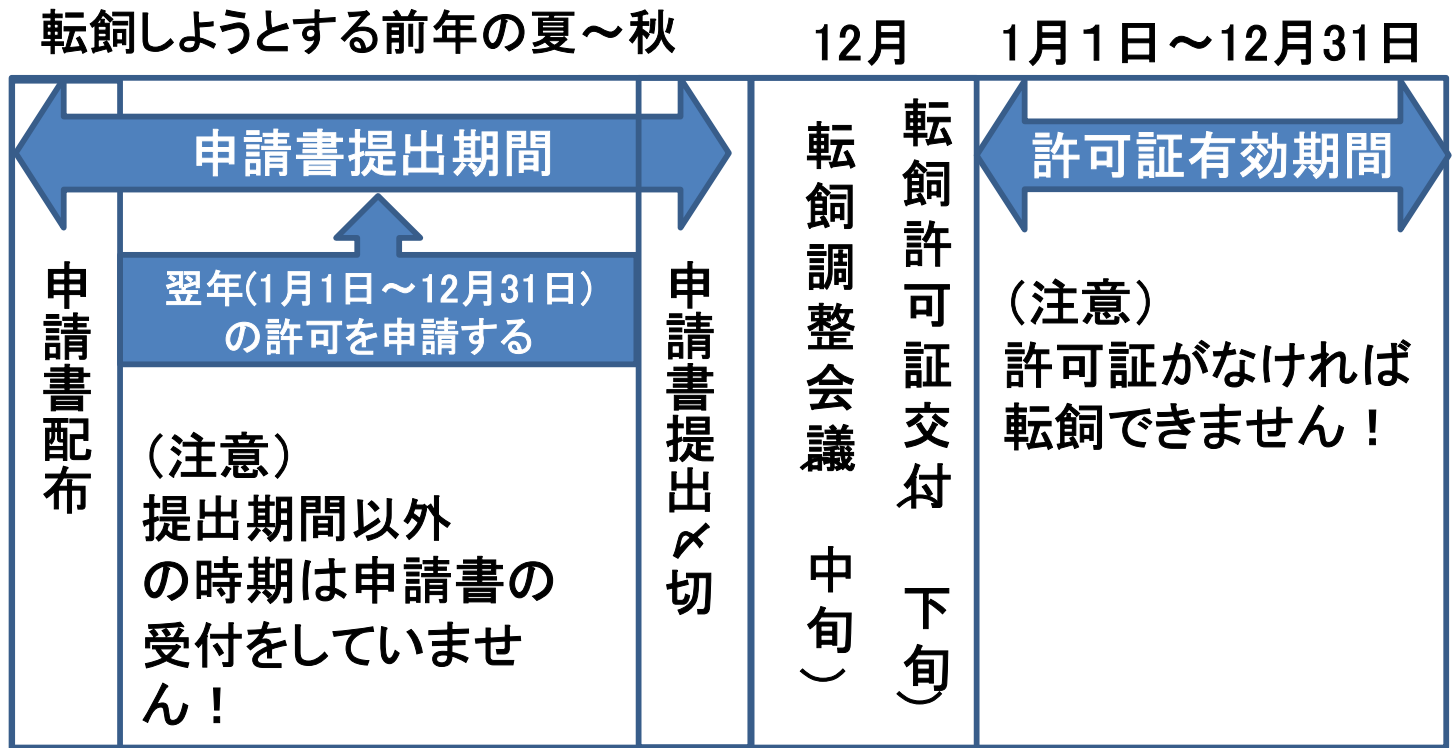
注2）様式は転飼先の市町畜産担当部署で配布。

4枚複写式のため、1枚は控えとして切り取って保管してください。

注3）申請期限は厳守してください。許可を受けずに転飼を行うことは違法となります。

※御不明な点がございましたら、お近くの県農林(水産)事務所畜産部にご相談ください。

【蜜蜂転飼許可申請の流れ】



※詳細な提出スケジュールは、申請書配布時に毎年通知します。

相談先

窓 口	連絡先	管轄市町
柳井農林水産事務所畜産部 (東部家畜保健衛生所)	〒742-0031 柳井市南町1-10-3 TEL:0820-22-2416 FAX:0820-22-2453	下松市、岩国市、光市、 柳井市、周南市、周防大島町、 和木町、上関町、田布施町、 平生町
山口農林水産事務所畜産部 (中部家畜保健衛生所)	〒754-0897 山口市嘉川671-5 TEL:083-989-2517 FAX:083-989-2518	宇部市、山口市、防府市、 美祢市、山陽小野田市
下関農林事務所畜産部 (西部家畜保健衛生所)	〒750-0421 下関市豊田町殿敷1892 TEL:083-766-1018 FAX:083-766-0239	下関市
長門農林水産事務所畜産部	〒759-4401 長門市日置上1251-6 TEL:0837-37-5606 FAX:0837-37-5611	長門市
萩農林水産事務所畜産部 (北部家畜保健衛生所)	〒758-0061 萩市椿3621-1 TEL:0838-22-5677 FAX:0838-22-2285	萩市、阿武町